

# 岐阜県公報

第 四 百 九 十 三 号  
令 和 六 年 五 月 十 七 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正	(統 計 課)	二〇九
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課)	二〇九
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	二一〇
指定医療機関の廃止の届出	(同)	二一〇
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	二一一
指定医療機関の休止の届出	(同)	二一一
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	二一一
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	二一二
医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	二二三
保安林の解除をしようとする旨の通知	(森 林 保 全 課)	二二三
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建 築 指 導 課)	二二三
落札者等に関する公示	(産 業 技 術 総 合 セ ン タ ー)	二二四
土地改良区役員の退任及び就任	(岐 阜 農 林 事 務 所)	二二五
土地改良区役員の退任及び就任	(西 濃 農 林 事 務 所)	二二五
土地改良区役員の就任中訂正	(岐 阜 農 林 事 務 所)	二二七

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

## 告 示

岐阜県告示第二百二十九号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県青少年の意識と行動調査」を削る。

岐阜県告示第二百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹の子歯科	小児歯科	大垣市桐ヶ崎町五七
室		令和 六・二・二三

令 和 六 年 五 月 十 七 日

片野 齒科	大垣市林町一の四六の一	令和 六・三・一
マイ薬局 多治見店	多治見市住吉町七丁目二七番地(二五街区五)	同
スベード薬局 大垣清水店	大垣市清水町二八の一 シャロー F一階	同
正翔会クリニク岐阜まつのみ在宅クリニク	瑞穂市野田新田河間四一四一 瑞浪市土岐町六九六七の三	令和 六・四・一
関セントラル眼科	関市倉知五一六番地 マーゴ本館三階	同
安保デンタルクリニク	可児郡御嵩町上恵土七七三の二	同
まるも 齒科	美濃加茂市太田町一八五〇の一	同
いそざき 齒科	瑞穂市穂積一三の三	同
えそらデンタルクリニク	羽島郡笠松町門間一四二二番	同
S H I R O 齒科	揖斐郡揖斐川町和田七八九の一	同
いとつアミリー 齒科	揖斐郡大野町黒野六三〇の二	同
しようなん調剤薬局 富加店	加茂郡富加町羽生字野田一五二八番地二	同

岐阜県告示第二百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称  
 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地  
 訪問看護ステーション等の名称  
 訪問看護ステーション等の所在地  
 指 定 年 月 日

株式会社スタツフシユウエイ  
 愛知県東海市名和町後西一九番地  
 アクア大垣訪問看護  
 大垣市浅草一丁目三〇六番地  
 令和 六・四・一

岐阜県告示第二百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
竹の子 齒科	大垣市桐ヶ崎町五七 安藤ビル二 F	令和 六・二・三二
片野 齒科	大垣市林町一の四六の一	令和 六・二・二九
マイ薬局 多治見店	多治見市住吉町七丁目二七番地(二五街区五)	同
アイセイ薬局 清水店	大垣市清水町二八の一	同

岐阜県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその名称及び所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日	変更
-------------	---------------------	----------------	-----------------	-----	----

岐卓厚生農業協同組合連合会	岐阜市宇佐南四丁目一三番一号	新 訪問看護ステーション	揖斐郡大野町下磯二九三番地一	令和六年五月十七日	変更
		旧 訪問看護ステーション	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七番地四	令和六年五月十七日	変更

岐阜県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指定年月日
-------------	---------------------	---------	-------------	-------

株式会社 丸喜	可児市土田二五四六二四六	居宅介護支援事業	可児市土田二五四六二四六	令和五年二月一日
デイリースクエア株式会社	土岐市土岐津町土岐口八六三番地の一	居宅介護支援事業	土岐市土岐津町土岐口五四九番地の一	令和六年一月一日

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	休止年月日
丹生川診療所	高山市丹生川町方八八	令和六年一月九日
ライオン調剤薬局 西福野店	関市西福野町二の一五	令和六年三月二十二日

岐阜県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	指定年月日
可児市土田二五四六二四六	可児市土田二五四六二四六	令和五年二月一日
土岐市土岐津町土岐口五四九番地の一	土岐市土岐津町土岐口五四九番地の一	令和六年一月一日

同	医療法人社団 康誠会	揖斐郡大野町南方二度 桜一九一番地	通所リハ ビリテー シヨン	おおのクリニク ハビリテー マルシェ 通所リ シヨンセ ンター	揖斐郡大野町南方二度 桜一八〇番地の一	令和 六・ 三・ 一
同	メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	認知症対 応型共同 生活介護	愛の家グルー プホーム各 務原前洞 新町	各務原市那加前洞新町 三丁目三番地	令和 六・ 三・ 一五
同	社会福祉法人 恒仁会	各務原市那加前洞新町 四丁目二二番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	地域密着 型介護老 人福祉施 設	各務原市那加前洞新町 四丁目二二番地	令和 六・ 三・ 二一
<p>岐阜県告示第二百三十六号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中</p>						
同	居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所 在地	変更年月日
同	社会福祉法人美徳会	多治見市上山町一 九	訪問介護	ピアソカヘルパーステー ション	多治見市上山町一 九	平成二四・ 四・ 一
同	同	七二	介護予防 訪問介護	同	多治見市上山町一 九	同

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年指月日定

岡田 眞 マッサージレイス 各務原市鵜沼丸子町二丁目四一五 令和六年五月十七日

岐阜県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

加茂郡八百津町伊岐津志字原二八五〇の一〇一、二八五〇の一〇二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

岐阜県告示第二百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指月日定
羽島郡笠松町長池字松ヶ枝三八二番四	六〇〇	三九六	岐阜県指令 一六一号の 五	令和 六・一・三
瑞穂市別府字井場一ノ町一三八八番四及び瑞穂市所管法定外公共物（道路及び水路）	四・八三	三〇・六	岐阜県指令 一六一号の 六	同 一・一・九
羽島郡岐南町三宅二丁目二四番四	四・三五 四・三六	三三・六	岐阜県指令 一六一号の 八	同 二・五
羽島市竹鼻町飯柄字東折戸一〇五二番三	四・〇〇 三・三三	三三・元	岐阜県指令 一六一号の 七	同 二・八
山県市大字高木字八幡一〇七二番四	四・五〇	三〇・六	岐阜県指令 一六一号の 九	同 二・一五
山県市大字東深瀬字平柳一三三番四及び一四六番二の一部	六〇〇	三三・六	岐阜県指令 一六一号の 二〇	同 二・一六
瑞穂市稲里字一ノ町四一番四及び四一番二の一部	四・〇三	三〇・七	岐阜県指令 一六一号の 二一	同 二・二〇

瑞穂市穂積字野口一〇七六番四	五・〇〇	三・九	岐西建築第一 一六二一 号の第一 号の第一 号の第一	同 三・六
海津市海津町高須町字城跡二二二 六番八	五・〇〇	二・六〇	岐西建築第一 一六二一 号の第一 号の第一	同 三・三

中濃建築事務所長

加茂郡川辺町比久見字花井二二六 四番九	六・〇〇	三・七	岐西建築第一 一七〇 号の第一 号の第一	令和 六・一・二五
関市小瀬字高山一三六三番一三	六・〇〇	三・三	岐西建築第一 二〇 号の第一 号の第一	同 二・七
関市下有知字野町東三六八二番八	六・〇〇	五・五	岐西建築第一 二二 号の第一 号の第一	同 二・七
関市市平賀字大平六三二番四の一 部	六・〇〇	三・六	岐西建築第一 二二 号の第一 号の第一	同 二・八
関市市平賀字大平六三二番四の一 部	六・〇〇	一・九〇	同	同
関市小瀬字神明東一一九二番九	六・〇〇	五・〇八	岐西建築第一 三三 号の第一 号の第一	同 二・七
加茂郡坂祝町酒倉字北高見二〇〇 〇番六三	六・〇〇	四・九	岐西建築第一 二四 号の第一 号の第一	同 三・六

東濃建築事務所長

中津川市千旦林字芹学八五九番三	六・〇〇	四・〇	岐西建築第一 八 号の第一 号の第一	令和 六・一・二二
中津川市千旦林字芹学八五九番六	六・〇〇	三・七	同	同

恵那市大井町字島田五二九番二(水 路)及び恵那市所管法定外公共物	六・〇〇 七・九〇	八・六〇	岐西建築第一 一〇八 号の第一 号の第一	同 二・九
土岐市泉町定林寺字竈四九一番一	五・〇〇	三・七	岐西建築第一 一 号の第一 号の第一	同 三・一
土岐市土岐津町土岐口字鍛冶畑三 一八番四及び三二八番九	五・〇〇	三・四	岐西建築第一 二 号の第一 号の第一	同 三・一

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品及び数量 岐阜県産業技術総合センターで使用する電気(予定数量)  
2,698,000KWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和6年1月12日
- 4 落札者を決定した日 令和6年2月22日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地  
中部電力ミライズ株式会社  
代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 6 落札金額 57,769,505円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係  
(2) 所在地 関市小瀬1288

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
土岐地区	令和六年五月四日	理事	笠井和美	岐阜市出屋敷	三二〇番地
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	理事	笠井俊宏	岐阜市出屋敷	三四〇番地一
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	笠井博隆	岐阜市北野西	四六番地一
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	笠井真太郎	岐阜市北野南	一八五番地二
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	近松俊雄	岐阜市北野東	七九七番地
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	村瀬昇治	岐阜市山県北野	一三五一番地二
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	監事	笠井稔	岐阜市出屋敷	三二三番地
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	笠井勇人	岐阜市出屋敷	二五〇番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
土岐地区	令和六年五月四日	理事	笠井和美	岐阜市出屋敷	三二〇番地
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	笠井俊宏	岐阜市出屋敷	三四〇番地一
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	山口友春	岐阜市山県北野	一三六二番地
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	山口和文	岐阜市山県北野	一三二一番地
岐阜市出屋敷地区	令和六年五月四日	同	林亨	岐阜市北野南	七七番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
土岐地区	令和六年五月三十一日	理事	小野敏	養老郡養老町直江	四一六番地四四
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	川瀬勝文	飯積	一三〇番地一
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	清水巖	直江	四三三番地
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	清水好弘	直江	四六八番地
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	清水久仁夫	直江	四〇六番地一
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	野村浩	直江	三九二番地四
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	大橋利通	飯積	一三三番地
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	岡村修	金屋	一三七番地
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	日比基晶	飯積	一三〇番地三
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	今津宏文	金屋	一六一番地一
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	早崎正親	直江	三六七番地二
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	早崎日呂司	直江	四七二番地
多芸東部地区	令和六年五月三十一日	同	野村泰和	金屋	一七八番地一

同	岡部良一	岐阜市北野東	七六番地一
監事	笠井勇人	岐阜市出屋敷	二五〇番地
同	篠田泰司	岐阜市三輪宮西	三八二番地



就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
土地区	令和6.3.元	理事	酒井敬	養老郡養老町沢田 四一番地
牧田川用水地			池井徳男	同 六五番地一
良区			澁谷雅之	同 桜井 四九番地
			田中輝夫	同 上方 四二九番地
			西脇敏郎	同 竜泉寺 二二七番地
			伊藤博	同 石畑 八三〇番地一
			新木幸雄	同 押越 三二五番地三
			久保田謙治	同 橋爪 一一五番地三
			村上寛美	同 橋爪 一一七二番地
			田中清	同 中 一七九番地一
			村上秀彦	同 豊 二五番地
			志知重治	同 宇田 六八三番地九
			田中穰	同 飯田 一五九番地一
			栗田勇吾	同 不破郡垂井町栗原 一六〇四番地
		監事	長井鐘一郎	養老郡養老町沢田 一三五番地
			細川重正	同 柏尾 六八番
			加藤武司	同 宇田 一五四番地
			馬場友数	同 橋爪 二三一番地二

正誤

(原稿誤り)  
 令和六年四月十二日第四百八十四号 土地改良区役員の就任一六二頁下段後から一行  
 目中「山口一男」は「田口一男」の、「岐阜市春近古市場」は「岐阜市春  
 近古市場北」の誤り。

令和六年五月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社